



「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」

(通称:「事業者団体ガイドライン」) の概要

(※) 事業者団体ガイドラインは、【公正取引委員会ウェブサイト】の以下の箇所に掲載しています。

ホーム > 独占禁止法 > 法令・ガイドライン等(独占禁止法)
> 運用基準関係 > 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki jun/jigyoshadantai.html>

事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（通称：事業者団体ガイドライン）（目次）

はじめに

- 1 本ガイドラインの趣旨
- 2 本ガイドラインの構成等

第1 事業者団体の活動に関する独占禁止法の規定の概要

- 1 独占禁止法の基本理念と事業者団体
- 2 事業者団体とは
- 3 禁止されている行為
- 4 排除措置
- 5 課徴金
- 6 刑罰
- 7 事業者団体に対する独占禁止法の適用除外制度

第2 事業者団体の実際の活動と独占禁止法

- 1 価格制限行為
- 2 数量制限行為
- 3 顧客、販路等の制限行為
- 4 設備又は技術の制限行為
- 5 参入制限行為等
- 6 不公正な取引方法
- 7 種類、品質、規格等に関する行為
- 8 営業の種類、内容、方法等に関する行為
- 9 情報活動
- 10 経営指導
- 11 共同事業
- 12 公的規制、行政等に関連する行為

はじめに

➤ 事業者団体ガイドラインとは

1 本ガイドラインの趣旨

(1) 独占禁止法の目的

独占禁止法は、事業者が行う不当な取引制限、不公正な取引方法等の行為のほか、事業者の結合体である事業者団体が競争制限的な又は競争阻害的な行為を行うことを禁止し、こうした行為が行われた場合にはこれを排除することにより、公正かつ自由な競争を促進することを目的としている。

(2) 事業者団体ガイドラインの趣旨

事業者団体ガイドラインは、事業者団体のどのような活動が独占禁止法上問題となるかについて、具体的な活動の例を挙げながら明らかにすることによって、事業者団体による独占禁止法違反行為の防止を図るとともに、その適正な活動に役立てようとするもの。

2 事業者団体ガイドラインの構成等

(1) 事業者団体ガイドラインの構成

第1では、事業者団体のどのような行為が独占禁止法で禁止されているか、また、違反行為に対してはどのような措置等が採られることとなるか等を示している。

(2) 事例の説明

第2では、これまでの公正取引委員会の法運用の経験に基づき、事業者団体の実際の活動に即して、主要な活動類型ごとに、独占禁止法の定めるところとの関係について、参考例を挙げながら考え方を示している（[1]「原則として違反する」もの・[2]「違反となるおそれがある」もの・[3]「原則として違反とならない」もの）

【基本的な考え方①】

➤ 事業者団体ガイドラインの構成

1	価格制限行為	原則として違反となる行為		原則として 独占禁止法上 の問題となる
2	数量制限行為			
3	顧客、販路等の制限行為			
4	設備又は技術の制限行為			
5	参入制限行為等			
6	不公正な取引方法			
7	種類、品質、規格等に関する行為	違反となる おそれのある 行為	違反と ならない 行為	個別の事案 ごとに違法性 を判断する
8	営業の種類、内容、方法等に関する行為			
9	情報活動			
10	経営指導			
11	共同事業			
12	公的規制、行政等に関連する行為	原則として違 反となる行為		

【基本的な考え方②】

事業者団体が、事業者の事業活動の諸要素のうち、事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の**価格又は数量、取引に係る顧客・販路、供給のための設備等重要な競争手段**である事項について制限することは、市場メカニズムに直接的な影響を及ぼす

1	価格制限行為
2	数量制限行為
3	顧客、販路等の制限行為
4	設備又は技術の制限行為
5	参入制限行為等

原則として
独占禁止法上の
問題となる

事業者団体が、**新たな事業者の参入を制限し、又は既存の事業者を排除する活動**を行うことも、市場メカニズムに直接的な影響を及ぼす

第1 事業者団体の活動に関する独占禁止法の規定の概要

○ 事業者団体とは…

「事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする

2以上の事業者の結合体又はその連合体」



事業者の利益のために活動する役員、従業員、代理人等を含む。

○ 事業者団体の例

○	…	～工業会、～協会、～協議会、～組合、～連合会	等
×	…	学術団体、社会事業団体、宗教団体	等

○ 事業者とは…

「商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。」



※ 何らかの経済的利益の供給に対応し反対給付を
反復継続して受ける経済活動を指し、その主体の法的性格は問わない。

○ 事業者団体の禁止行為（独占禁止法第8条）

⇒ 事業者間の競争を制限し、又は阻害するおそれがある行為

第1号 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること

第2号 外国の事業者等との間で不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をすること

第3号 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること

第4号 構成事業者の機能又は活動を不当に制限すること

第5号 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること

独占禁止法で禁止される行為を行うと…

(1) 行政処分等

○ 排除措置命令【公表】

- ・ 違反行為を速やかにやめるよう（排除するよう）命ずる行政処分
- ・ 価格引上げ等の決定の破棄とその周知、再発防止のための対策等

○ 課徴金納付命令【公表】

- ・ 事業者団体の構成事業者に対し、一定の算式に従って計算された金額を課徴金として国庫に納付するよう命ずる行政処分（不当な取引制限に相当する行為等）
- ・ 自発的な違反行為の申請（リニエンシー）と調査協力による課徴金の減算制度

○ 罰則（「悪質かつ重大なケース等では刑事処分を求めて告発（＝犯罪行為になり得る））【公表】

- ・ 拘禁刑・罰金（法人・個人・代表者）

(2) (1)以外

○ 警告【公表】

- ・ 排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかった場合であっても、違反の疑いがあるときは、関係事業者等に対して警告を行い、是正措置を採るよう指導

○ 注意（※）

- ・ 違反につながるおそれのある行為がみられた場合には、未然防止を図る観点から注意
（※）競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり、かつ、関係事業者から公表する旨の了解を得た場合又は違反被疑対象となった事業者が公表を望む場合は、公表

【参考】○ 確約計画の認定【公表】

- ・ 入札談合、価格カルテル等を除く独占禁止法違反の疑いのある行為について、確約手続に係る通知を受けた事業者から申請された問題解消措置（確約計画）を公正取引委員会が認定するという行政処分（これにより、公正取引委員会は、認定を取り消さない限り当該行為について排除措置命令等の規定を適用しない）

1	価格制限行為①	原則として違反となる行為
---	---------	--------------

事業者団体が、次のような価格等の決定（1-1）又は再販売価格の制限（1-2）（以下「価格制限行為」という。）を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為は、原則として法第8条第4号又は第5号の規定に違反する。

1 価格制限行為

1-1 （価格等の決定）	○ 構成事業者が供給し、若しくは供給を受ける商品若しくは役務の価格を決定し、又はその維持若しくは引上げを決定すること。
1-2 （再販売価格の制限）	○ 事業者が供給する商品について、事業者に再販売価格の拘束（第2条第9項第4号）に当たる行為をさせるようにし、構成事業者に再販売価格の維持を励行させ、再販売価格を決定し、その他再販売価格に関する制限を行うこと。 <u>（例）</u>

「（例）」等の箇所は、クリックすると、本資料末尾に掲載している具体例等の該当箇所が表示されます。以下同じ。

1	価格制限行為②	原則として違反となる行為
---	---------	--------------

価格等の決定（1-1）又は再販売価格の制限（1-2）（以下「価格制限行為」という。）の行為の具体的な形態や手段・方法は多様であり、例えば次のようなものがあるが、価格制限行為が原則として違反とされるのは、その行為の具体的な形態や手段・方法のいかんを問わない。

(1) 価格制限行為の具体的な形態や手段・方法

1-(1)-1 (最低販売価格の決定)	最低販売価格を決定すること。 <u>(例)</u>
1-(1)-2 (値上げ率等の決定)	値上げ率や値上げ幅を決定すること。 <u>(例)</u>
1-(1)-3 (標準価格等の決定)	標準価格、目標価格等価格設定の基準となるものを決定すること。 <u>(例)</u>
1-(1)-4 (共通の価格算定方式の設定)	具体的な数値、係数等を用いて構成事業者に価格に関する共通の具体的な目安を与える価格算定方式を設定すること。 <u>(例)</u>
1-(1)-5 (需要者渡し価格等の決定)	構成事業者が商品を販売業者に供給する際の価格の設定の基準となる当該商品の需要者渡し価格、小売価格等を決定すること。 <u>(例)</u>
1-(1)-6 (団体による価格交渉等)	構成事業者とその取引の相手方との価格に関する交渉を、団体で行い、又は構成事業者に共同して行わせること。

1	価格制限行為③	原則として違反となる行為
---	---------	--------------

価格制限行為は、その実施を確保するための次のような行為を伴う場合があり、そのような場合には、価格制限行為とこのような行為とが一体として原則として違反となるが、価格制限行為は、このような行為を特に伴わないでも、原則として違反となる。

(2) 価格制限行為とその実施を確保するための行為

1-(2)-1 (価格制限行為への協力の要請、強要等)	事業者に対して、価格制限行為の内容に従うよう要請、強要等を行い、又は価格制限行為に協力しない事業者に対して、取引拒絶、団体内部における差別的な取扱い、金銭の支払、団体からの除名等の不利益を課すこと。 <u>(例)</u>
1-(2)-2 (安値品の買上げ)	価格制限行為の内容の実施を確保するため、安値品の買上げを、団体として行い、又は構成事業者に行わせること。 <u>(例)</u>
1-(2)-3 (価格制限行為の監視のための情報活動)	価格制限行為の内容の実施を監視するために、取引価格、取引先等構成事業者の事業活動の内容について、情報の収集・提供を行い、又は構成事業者間の情報交換を促進すること。 <u>(例)</u>

(3) 価格制限行為における「価格」

価格制限行為における「価格」は、料金、手数料、金利等その名称や形態のいかんを問わず商品又は役務の対価であるものを指しており、割戻し、値引等実質的に価格の構成要素となるものを含む。(例)

2	数量制限行為	原則として違反となる行為
---	--------	--------------

事業者団体が、次のような数量に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為は、原則として法第8条第4号の規定に違反する。

2-1 (数量の制限)	構成事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の数量を制限すること。 <u>(例)</u>
----------------	--

数量の制限（2-1）の行為の具体的な形態や手段・方法は多様であり、例えば次のようなものがあるが、数量の制限（2-1）が原則として違反とされるのは、その行為の具体的な形態や手段・方法のいかんを問わない。

2-1-1 (原材料の購入制限等による数量の制限)	原材料の購入量制限、設備の運転制限等により、構成事業者の商品の生産又は販売、役務の提供等に係る数量を制限すること。 <u>(例)</u>
2-1-2 (数量の限度を示唆する基準の設定による数量の調整)	個別の構成事業者の商品の生産又は販売、役務の提供等に係る数量の限度を具体的に示唆することとなるような基準を設定することにより、数量を調整すること。 <u>(例)</u>

3	顧客、販路等の制限行為	原則として違反となる行為
---	-------------	--------------

事業者団体が、次のような顧客、販路等に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為は、原則として法第8条第4号の規定に違反する。

3-1 (取引先の制限)	各構成事業者が他の事業者の顧客と取引しないことを決定する等により、構成事業者の取引先を制限すること。 <u>(例)</u>
3-2 (市場の分割)	構成事業者別に、事業活動を行う地域や商品又は役務の種類等の範囲を制限すること。 <u>(例)</u>
3-3 (受注の配分、受注予定者の決定等)	構成事業者間で、受注を配分し、又は受注予定者若しくは受注予定者の選定方法を決定すること。 <u>(例)</u>

4	設備又は技術の制限行為	原則として違反となる行為
---	-------------	--------------

事業者団体が、次のような設備又は技術に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為は、原則として法第8条第4号の規定に違反する。

4-1 （設備の新增設等の制限）	構成事業者が商品又は役務を供給し、又は供給を受けるための設備について、その新設、増設若しくは廃棄に係る内容又はその稼働量を制限すること。 <u>（例）</u>
4-2 （技術の開発又は利用の制限）	構成事業者が行う技術の開発又は利用を不当に制限すること。

事業者団体が、次のような参入制限等に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為は、原則として法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反する。

(参入制限等)

例えば、下記5-1-1から5-1-3までに挙げるような行為により、新たに事業者が参入することを著しく困難とさせ、又は既存の事業者を排除すること。

5-1-1 (商品又は役務の供給制限)	構成事業者や構成事業者の取引先事業者に、特定の事業者に対する商品又は役務の供給の制限をさせるようにすること。 <u>(例)</u>
5-1-2 (商品又は役務の取扱い制限)	構成事業者や構成事業者の取引先事業者に、特定の事業者が供給する商品又は役務について、その供給を受けることの制限をさせるようにすること。 <u>(例)</u>
5-1-3 (不当な加入制限又は除名)	団体に加入しなければ事業活動を行うことが困難な状況において、不当に、団体への事業者の加入を制限し、又は団体から事業者を除名すること。

5	参入制限行為等②	原則として違反となる行為
---	----------	--------------

事業者団体が、次のような参入制限等に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為は、原則として法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反する。

事業者団体が、例えば次のような事業者団体への加入条件に係る行為をすることは、上記5-1-3における「不当に、団体への事業者の加入を制限」することに当たるおそれが強いことから、事業者団体に加入しなければ事業活動を行うことが困難な状況においては、違反となるおそれが強い。

5-1-3-①（過大な入会金等の徴収）	社会通念上合理性のない高額に過ぎる入会金や負担金を徴収すること。 <u>（例）</u>
5-1-3-②（店舗の数の制限等）	一定地域における店舗等の数の制限や既存の店舗等と一定の距離を保つことを内容とする加入資格要件を設定すること。 <u>（例）</u>
5-1-3-③（直接的な競合関係にある事業者の了承等）	団体への加入について、事業の地域、分野等について特に直接的な競合関係にある構成事業者の了承、推薦等を得ることを条件とすること。 <u>（例）</u>
5-1-3-④（国籍による制限）	「日本国法人」や「日本国籍を有する者」等国籍による制限を内容とする加入資格要件を設定すること。

- 加入条件等に係る行為でそれ自体としては問題とならないもの
 - ・ その設立目的や事業内容等に照らして合理的な内容の加入資格要件や除名事由を設定すること
 - ・ 社会通念上合理的な金額の入会金や合理的な計算根拠に基づいた負担金を徴収すること又は入会金や負担金の金額につき構成事業者間で企業規模等に応じて合理的な格差を設けること

事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすることは、法第8条第5号の規定に違反する。なお、事業者団体が、事業者としての性格を併せ持つときに、自ら主体となって事業を行うに際して不公正な取引方法を用いれば、法第19条の規定に違反する。

○ 事業者団体が関与した不公正な取引方法に該当する行為の例

行為	概要
(6-1) 共同の取引拒絶	正当な理由がないのに、競争者と共同して、特定の事業者と取引しないようにすること又は他の事業者に取引しないようにさせること。 (例)
(6-2) その他の取引拒絶	不当に、特定の事業者と取引しないようにすること又は他の事業者に取引しないようにさせること。 (例)
(6-3) 差別取扱い	不当に、地域又は相手方により商品やサービスの取引条件について差別すること。 (例)
(6-4) 事業者団体における差別取扱い等	事業者団体からある事業者を不当に排斥し、又はその内部において不当に差別的に取扱うこと。 (例)
(6-5) 排他条件付取引	不当に、競争者と取引しないことを条件として取引すること。 (例)
(6-6) 再販売価格の拘束	正当な理由がないのに、メーカー等が、小売事業者に対して、小売価格を指示し、遵守させること。 (例)
(6-7) 拘束条件付取引	販売方法・販売地域などについて不当に拘束する条件を付けて取引すること。 (例)
(6-8) 優越的地位の濫用	取引上の地位が優越していることを利用して、取引の相手方に対し、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えること。 (例)
(6-9) 競争者に対する取引妨害	競争者とその取引の相手方との取引を、不当に妨害すること。 (例)

7	種類、品質、規格等に関する行為① (種類、品質、規格等の制限行為)	個別の事案ごとに違法性を判断する
---	--------------------------------------	------------------

○ 種類、品質、規格等の制限行為
 商品又は役務の種類、品質、規格等は、事業者間の競争の手段となり得るものであり、事業者団体がこれを制限することにより競争を阻害することは、法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反する行為である。また、例えば、市場分割の目的で商品の種類を制限すること(3-2参照)等により市場における競争を実質的に制限することもあり得るところであり、このような行為は法第8条第1号の規定に違反する。

○ 違反となるおそれがある行為

7-1 (特定の商品等の開発・供給の制限)	特定の種類の商品又は役務を構成事業者が開発・供給しないことを決定すること(7-6に該当するものを除く。)(§8-1、§8-4(注)) <u>(例)</u>
--------------------------	---

(注) 「§」は独占禁止法の条文を表す。例えば「§8-1」であれば独占禁止法第8条第1号を指す。

○ 原則として違反とならない行為

7-5 (規格の標準化に関する基準の設定)	需要者の利益に合致した規格の標準化に関する自主的な基準を設定すること(7-2又は7-3に該当するものを除く。)
7-6 (社会公共的な目的に基づく基準の設定)	環境の保全や安全の確保等の社会公共的な目的に基づいて合理的に必要とされる商品又は役務の種類、品質、機能等に関する自主的な基準を設定すること(需要者の利益を不当に害さないものに限る。また、7-2又は7-3に該当するものを除く。)

7	種類、品質、規格等に関する行為② (自主規制等)	個別の事案ごとに違法性を判断する
---	-----------------------------	------------------

○ 自主規制等、自主認証・認定等
 商品又は役務の種類、品質、規格等に関連して、事業者団体が、例えば、生産・流通の合理化や消費者の利便の向上を図るため規格の標準化に係る自主的な基準を設定し、また、環境の保全や安全の確保等の社会公共的な目的に基づく必要性から品質に係る自主規制等や自主認証・認定等の活動を行う場合がある。このような活動については、独占禁止法上の問題を特段生じないものも多い

○ 自主規制等、自主認証・認定等で違反となるおそれのある行為
 一方、活動の内容、態様等によっては、多様な商品又は役務の開発・供給等に係る競争を阻害することとなる場合もある(法第8条第3号、第4号又は第5号)。また、自主規制等や自主認証・認定等の形をとっていても、当該活動により市場における競争を実質的に制限することもある(法第8条第1号)。

○ 自主規制等に係る判断(競争阻害性の有無の判断要素)

- ① 競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものではないか(§8-4)
- ② 事業者間で不当に差別的なものではないか(§8-3、§8-4、§8-5)
- ③ 社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のものか

また、自主規制等の利用・遵守については、構成事業者の任意の判断に委ねられるべきであって、事業者団体が自主規制等の利用・遵守を構成事業者に強制することは、一般的には独占禁止法上問題となるおそれがある。(§8-4)

○ 違反となるおそれがある行為

7-2 (差別的な内容の自主規制等)	特定の事業者に対して差別的な内容の自主規制等を行うこと。 (§8-3、§8-4、§8-5、§8-1)
7-3 (自主規制等の強制)	構成事業者に、自主規制等を利用若しくは遵守すること又は自主認証・認定等を利用することを、強制すること(当該自主規制等がその内容から競争を阻害するおそれのないことが明白である場合を除く。)(§8-4)

7

種類、品質、規格等に関する行為③
(自主認証・認定等)

個別の事案ごとに違法性を判断する

- 自主認証・認定等に係る判断（競争阻害性の有無の判断要素）
 - ① 競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものではないか（§8-4）
 - ② 事業者間で不当に差別的なものではないか（§8-3、§8-4、§8-5）
 - ③ 社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要な範囲内のものか
 - ④ 事業者団体が自主認証・認定等の利用を構成事業者に強制するものでないか（§8-4）
 - ⑤ 事業者にとって自主認証・認定等を受けなければ事業活動が困難な状況において、事業者団体が特定の事業者による自主認証・認定等の利用について正当な理由なく制限するものでないか（§8-3、§8-4、§8-5）（なお、自主認証・認定等の活動に要する費用等として合理的な負担を非構成事業者等の利用者に求めることは問題とならない。）。

○ 違反となるおそれがある行為

7-4

(自主認証・認定等の利用の制限)

自主認証・認定等を受けなければ事業活動が困難な状況において、特定の事業者による自主認証・認定等の利用を正当な理由なく制限すること。（§8-3、§8-4、§8-5、§8-1）（例）

○ 原則として違反とならない行為

7-7

(規格の標準化等に係る基準についての自主認証・認定等)

独占禁止法上問題のない基準・規約等(※)について、その周知や普及促進を行い、又はそれへの適合について自主認証・認定等を行うこと（7-3又は7-4に該当するものを除く。）。

※7-5又は7-6に該当する自主的な基準等

○ 営業の種類、内容、方法等の制限行為

営業の種類、内容、方法等は、事業者間の競争の手段となり得るものであり、事業者団体がこれを制限することにより競争を阻害することは、法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反する行為である。また、例えば、競争制限の目的で販売方法を制限すること等により、市場における競争を実質的に制限することもあり得るところであり、このような行為は法第8条第1号の規定に違反する。

○ 違反となるおそれがある行為

8-1 (特定の販売方法の制限)	特定の販売方法を構成事業者が用いないことを決定すること（8-5に該当するものを除く。）。（§8-4、§8-1） <u>（例）</u>
8-2 (表示・広告の内容、媒体、回数等の限定等)	構成事業者の表示・広告について、その内容、媒体、回数等を限定する等、消費者の正しい商品選択に資する情報の提供に制限を加えるような自主規制等を行うこと。（§8-4、§8-1）

○ 営業の種類、内容、方法等の自主規制等

営業の種類、内容、方法等に関連して、事業者団体が、例えば、消費者の商品選択を容易にするため表示・広告すべき情報に係る自主的な基準を設定し、また、環境の保全や未成年者の保護等の社会公共的な目的又は労働問題への対処のため営業の方法等に係る自主規制等の活動を行う場合がある。このような活動については、独占禁止法上の問題を特段生じないものも多い。

○ 営業の種類、内容、方法等の自主規制等で違反となるおそれがある行為

活動の内容、態様等によっては、多様な営業の種類、内容、方法等を需要者に提供する競争を阻害することとなる場合もあり、法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反するかどうかの問題となる。また、自主規制等の形をとっていても、当該活動により市場における競争を実質的に制限することがあれば、法第8条第1号の規定に違反する。

○ 自主規制等に係る判断（競争阻害性の有無の判断要素）

- ① 競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものではないか（§8-4）
- ② 事業者間で不当に差別的なものではないか（§8-3、§8-4、§8-5）
- ③ 社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要なとされる範囲内のものか

また、自主規制等の利用・遵守については、構成事業者の任意の判断に委ねられるべきであって、事業者団体が自主規制等の利用・遵守を構成事業者に強制することは、一般的には独占禁止法上問題となるおそれがある。（§8-4）

○ 違反となるおそれがある行為

8-3 （差別的な内容の自主規制等）	特定の事業者に対して差別的な内容の自主規制等を行うこと。（§8-3、§8-4、§8-5、§8-1）
8-4 （自主規制等の強制）	構成事業者に、自主規制等を利用又は遵守することを、強制すること（当該自主規制等がその内容から競争を阻害するおそれのないことが明白である場合（注）を除く。）。（§8-4） （注）「その内容から競争を阻害するおそれのないことが明白である場合」としては、例えば、犯罪につながるような行為等社会倫理的な見地から当然行ってはならない行為の禁止を内容とした倫理綱領の場合等があり得る。

○ 自主規制等に係る判断（競争阻害性の有無の判断要素）

- ① 競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものではないか（§8-4）
- ② 事業者間で不当に差別的なものではないか（§8-3、§8-4、§8-5）
- ③ 社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要なとされる範囲内のものか

また、自主規制等の利用・遵守については、構成事業者の任意の判断に委ねられるべきであって、事業者団体が自主規制等の利用・遵守を構成事業者に強制することは、一般的には独占禁止法上問題となるおそれがある。（§8-4）

○ 原則として違反とならない行為

8-5 （社会公共的な目的等のための基準の設定）	環境の保全や未成年者の保護等の社会公共的な目的又は労働問題への対処のために合理的に必要なとされる営業の種類、内容、方法、営業時間等に関する自主的な基準を設定すること（需要者の利益を不当に害さないものに限る。また、8-3又は8-4に該当するものを除く。）。
8-6 （消費者の商品選択を容易にする基準の設定）	虚偽若しくは誇大な表示・広告を排除し、又は表示・広告されるべき事項の最低限度を定める等、消費者の正しい商品選択を容易にすると認められる自主的な基準を設定すること（8-3又は8-4に該当するものを除く。）。
8-7 （取引条件明確化のための活動）	取引条件明確化のために、モデル契約書の作成、契約の文書化の奨励等を、取引条件自体の内容（注）に関与しないで行うこと（8-3又は8-4に該当するものを除く。）。 （注）「取引条件自体の内容」とは、具体的な価格、支払条件、納期等を指す。

○ 情報活動の多様性

事業者団体が、当該産業に関する商品知識、技術動向、経営知識、市場環境、産業活動実績、立法・行政の動向、社会経済情勢等についての客観的な情報を収集し、これを構成事業者や関連産業、消費者等に提供する活動は、当該産業への社会公共的な要請を的確にとらえて対応し、消費者の利便の向上を図り、また、当該産業の実態を把握・紹介する等の種々の目的から行われるものであり、このような情報活動のうち、独占禁止法上特段の問題を生じないものの範囲は広い。

○ 情報活動で違反となるおそれがある行為

一方、事業者団体の情報活動を通じて、競争関係にある事業者間において、現在又は将来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内容に関して、相互間での予測を可能にするような効果を生ぜしめる場合がある。このような観点から見て、下記9-1に挙げるような情報活動は、違反となるおそれがある。

このような情報活動を通じて構成事業者間に競争制限に係る暗黙の了解若しくは共通の意思が形成され、又はこのような情報活動が手段・方法となって競争制限行為が行われていれば、原則として違反となる。

○ 違反となるおそれがある行為

9-1

(重要な競争手段に具体的に
関係する内容の情報
活動)

構成事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の価格又は数量の具体的な計画や見通し、顧客との取引や引き合いの個別具体的な内容、予定する設備投資の限度等、各構成事業者の現在又は将来の事業活動における重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報について、構成事業者との間で収集・提供を行い、又は構成事業者間の情報交換を促進すること。

(例)

○ 情報活動の多様性

事業者団体が、当該産業に関する商品知識、技術動向、経営知識、市場環境、産業活動実績、立法・行政の動向、社会経済情勢等についての客観的な情報を収集し、これを構成事業者や関連産業、消費者等に提供する活動は、当該産業への社会公共的な要請を的確にとらえて対応し、消費者の利便の向上を図り、また、当該産業の実態を把握・紹介する等の種々の目的から行われるものであり、このような情報活動のうち、独占禁止法上特段の問題を生じないものの範囲は広い。

○ 原則として違反とならない行為

9-2 (消費者への商品知識等に関する情報の提供)	消費者に対して、その利便の向上を図るため、当該産業が供給する商品又は役務について、その正しい使用方法等の情報提供を行うこと。
9-3 (技術動向、経営知識等に関する情報の収集・提供)	政府機関、民間の調査機関等が提供する当該産業に関連した技術動向、経営知識、市場環境、立法・行政の動向、社会経済情勢等についての一般的な情報を収集し、提供すること。
9-4 (事業活動に係る過去の事実に関する情報の収集・公表)	当該産業の活動実績を全般的に把握し、周知するために、過去の生産、販売、設備投資等に係る数量や金額等構成事業者の事業活動に係る過去の事実に関する概括的な情報を構成事業者から任意に収集して、客観的に統計処理し、個々の構成事業者の数量や金額等を明示することなく、概括的に公表すること（価格に関するもの及び1-(2)-3に該当するものを除く。）。ただし、構成事業者により既に当該構成事業者に係る数量、金額等が公表されている場合には、その数量、金額等を明示しても構わない。

○ 情報活動の多様性

事業者団体が、当該産業に関する商品知識、技術動向、経営知識、市場環境、産業活動実績、立法・行政の動向、社会経済情勢等についての客観的な情報を収集し、これを構成事業者や関連産業、消費者等に提供する活動は、当該産業への社会公共的な要請を的確にとらえて対応し、消費者の利便の向上を図り、また、当該産業の実態を把握・紹介する等の種々の目的から行われるものであり、このような情報活動のうち、独占禁止法上特段の問題を生じないものの範囲は広い。

○ 原則として違反とならない行為

<p>9-5 （価格に関する情報の需要者等のための収集・提供）</p>	<p>需要者、構成事業者等に対して過去の価格に関する情報を提供するため、構成事業者から価格に係る過去の事実に関する概括的な情報を任意に収集して、客観的に統計処理し、価格の高低の分布や動向を正しく示し、かつ、個々の構成事業者の価格を明示することなく、概括的に、需要者を含めて提供すること（1-(2)-3に該当するものを除く。また、事業者間に現在又は将来の価格についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。）。</p>
<p>9-6 （価格比較の困難な商品又は役務の品質等に関する資料等の提供）</p>	<p>市場における価格の比較が困難な商品又は役務について、費用項目、作業の難易度、品質等価格に関連する事項についての公正かつ客観的な比較に資する資料又は技術的指標を、需要者を含めて提供すること（事業者間に価格についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。）。</p>

○ 情報活動の多様性

事業者団体が、当該産業に関する商品知識、技術動向、経営知識、市場環境、産業活動実績、立法・行政の動向、社会経済情勢等についての客観的な情報を収集し、これを構成事業者や関連産業、消費者等に提供する活動は、当該産業への社会公共的な要請を的確にとらえて対応し、消費者の利便の向上を図り、また、当該産業の実態を把握・紹介する等の種々の目的から行われるものであり、このような情報活動のうち、独占禁止法上特段の問題を生じないものの範囲は広い。

○ 原則として違反とならない行為

9-7 (概括的な需要見通しの作成・公表)	当該産業の全般的な需要の動向について、一般的な情報を収集・提供し、又は客観的な事象に基づく概括的な将来見通しを作成し、公表すること（構成事業者に各自の将来の供給数量に係る具体的な目安を与えるようなことのないものに限る。）。
9-8 (顧客の信用状態に関する情報の収集・提供)	構成事業者の取引の安全を確保するため、顧客の信用状態について客観的な事実に関する情報を収集し、構成事業者に提供すること（構成事業者間に特定の事業者と取引しないこと又は特定の事業者とのみ取引することについての合意を生ぜしめるようなことのないものに限る（注）。）。 (注) 例えば、特定の事業者を不良業者又は優良業者として掲載したリスト（いわゆるブラックリスト等）を作成し、配布することは、このような合意を生ぜしめるおそれがある。

○ 経営指導の性格

中小企業者は経営に関する知識等において相対的に不足する面があることから、それを補って各事業者がその自主的な判断に基づいて事業の改善を図ることができるよう、中小企業者の団体が経営指導を行うことは、本来独占禁止法上問題となるものではない。

○ 経営指導で違反となるおそれがある行為

一方、経営指導の形をとっていても、事業者団体が、例えば次の行為のように、事業者の現在又は将来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内容について目安を与えるような指導を行うことは、違反となるおそれがある。

事業者団体によるこのような指導が、1-1（価格等の決定）等に挙げられるような事業者団体による制限行為につながり、又はそれら制限行為に伴う場合は、「1 価格制限行為」等に記述したように、法第8条の規定に違反することとなる。

○ 違反となるおそれがある行為

10-1

（統一的なマークアップ基準等
を示す方法による原価計算指導
等）

構成事業者が供給する商品又は役務に係る平均原価、統一的な
マークアップ基準等又は所要資材等の標準的な数量、作業量等及
び単価を示す方法により、原価計算又は積算の指導を行うこと。

（例）

○ 経営指導の性格

中小企業者は経営に関する知識等において相対的に不足する面があることから、それを補って各事業者がその自主的な判断に基づいて事業の改善を図ることができるよう、中小企業者の団体が経営指導を行うことは、本来独占禁止法上問題となるものではない。

○ 原則として違反とならない行為

10-2 (知識の普及及び技能の訓練)	経営に関する一般的な知識の普及及び技能の訓練を行うこと。
10-3 (個別的な経営指導)	構成事業者の求めに応じ、個別企業の経営実態等に応じた経営指導を行うこと。
10-4 (原価計算の一般的な方法の作成)	原価計算や積算について標準的な項目を掲げた一般的な方法を作成し、これに基づいて原価計算や積算の方法に関する一般的な指導又は教育を行うこと（事業者間に価格や積算金額についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。）。

○ 共同事業の多様性

事業者団体が、構成事業者の共同による事業活動の性格を持つ事業（以下「共同事業」という。）を行う場合がある。共同事業には、単独では大企業に対抗できない中小企業者による法律に基づく協同組合が有効な競争単位を形成するために行う共同経済事業や事業者団体が構成事業者の本来の事業内容ではない社会文化活動等について行う共同事業等、競争促進的な効果を持つもの又は競争と直ちに関係のないものも多い。

○ 事業者団体による共同事業で違反となるおそれがある行為

他方、共同事業は、その事業内容の範囲において事業者団体が単一の事業主体となって行う事業として市場における競争に影響を与え得るところであり、また、参加する個々の事業者の事業活動の制限につながるおそれもあるところであって、その内容、態様等によっては、法第8条第1号、第3号、第4号若しくは第5号又は第19条の規定に違反するかどうかの問題となる。

○ 事業者団体による共同事業に係る判断要素

- ア 共同事業の内容（対象商品又は役務の価格、数量等の競争手段である事項に与える影響）
- イ 共同事業参加事業者の市場シェアの合計等（市場シェアの合計が高い等参加事業者が全体として市場において有力か）
- ウ 共同事業の態様（参加又は利用について、強制や差別的な取扱いの有無）

- 事業者団体による共同事業に係る判断要素
 - ア 共同事業の内容（対象商品又は役務の価格、数量等の競争手段である事項に与える影響）
 - イ 共同事業参加事業者の市場シェアの合計等（市場シェアの合計が高い等参加事業者が全体として市場において有力か）
 - ウ 共同事業の態様（参加又は利用について、強制や差別的な取扱いの有無）

○ 違反となるおそれがある行為

11-1 (共同販売等)	商品又は役務に係る共同販売、共同購買又は共同生産の事業を行うこと（11-4に該当するものを除く。）。（§8-1、§8-4） <u>（例）</u>
11-2 (共同運送・共同保管)	共同運送や共同保管の事業を実施するに際して、対象となる商品の価格若しくは数量又は構成事業者の取引先に関与すること。（§8-1、§8-4）
11-3 (共同事業への参加の強制等)	共同事業に関して、参加若しくは利用を構成事業者に対して強制し、又は参加若しくは利用について事業者間で差別的な取扱いをすること。（§8-3、§8-4、§8-5、§8-1、§19）

○ 共同事業の多様性

事業者団体が、構成事業者の共同による事業活動の性格を持つ事業（以下「共同事業」という。）を行う場合がある。共同事業には、単独では大企業に対抗できない中小企業者による法律に基づく協同組合が有効な競争単位を形成するために行う共同経済事業や事業者団体が構成事業者の本来の事業内容ではない社会文化活動等について行う共同事業等、競争促進的な効果を持つもの又は競争と直ちに関係のないものも多い。

○ 原則として違反とならない行為

11-4 （参加事業者の市場シェアの合計が低い共同事業）	対象となる商品又は役務に係る参加事業者の市場シェアの合計が市場における競争に影響を与えない程度に低い共同事業を行うこと。
11-5 （顧客の利便等のための共同事業）	顧客の利便のための共同駐車場や産業全体の販売増進のための共同展示施設を設置すること。
11-6 （競争への影響の乏しい共同事業）	当該産業全体への理解増進のための広報宣伝活動、福利厚生活動、社会文化活動等、市場における競争に与える影響が乏しい共同事業を行うこと。

12	公的規制、行政等に関連する行為① (許認可、届出等に関連する制限行為)	原則として違反となる行為
----	--	--------------

○ 許認可、届出等に関連する制限行為
 事業活動に対して許認可、届出等による公的規制が行われる場合において、事業者団体が、次のような行為により構成事業者に係る価格、設備等について制限し、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為により構成事業者に係る価格、設備等について制限することは、原則として法第8条第4号の規定に違反する。
 なお、公的規制による許認可、届出等の制度の下で、各事業者の行政機関への許認可等の申請又は届出について、事業者団体が、一括して行い、又は事業者団体を經由して行わせることは、このような制限行為につながりやすい。

○ 違反となるおそれがある行為

12-1 (許認可申請等の制限)	構成事業者の事業活動に係る許認可等の申請又は届出の内容を制限すること。 <u>(例)</u>
12-2 (幅認可料金の幅の中における料金の収受に係る決定)	最高額及び最低額の幅をもって許認可等を受けている料金（以下「幅認可料金」という。）について、その幅の中で構成事業者が収受する料金を決定し、又はその維持若しくは引上げを決定すること。 <u>(例)</u>
12-3 (認可料金以下の料金の収受に係る決定)	幅認可料金の最低額又は確定額をもって許認可等を受けている料金における当該確定額を下回る実勢料金による取引が平穩公然としてしかも継続的に行われながら主務官庁により法律的に効果のある措置が相当期間にわたり講じられていないような場合において、当該最低額又は当該確定額以下の金額で、構成事業者が収受する料金を決定し、又はその維持若しくは引上げを決定すること。
12-4 (届出料金等の収受に係る決定)	届出又は掲示の義務がある料金について、構成事業者が収受する料金を決定し、又はその維持若しくは引上げを決定すること。 <u>(例)</u>

12	公的規制、行政等に関連する行為② (規制されていない事項に係る制限行為)	原則として違反となる行為
----	---	--------------

- 公的規制分野における規制されていない事項に係る制限行為
 公的規制分野において、価格等の重要な競争手段であって公的規制によって制限されていない事項について、事業者団体が、1-1（価格等の決定）等に挙げられるような制限行為を行う場合には、法第8条の規定に違反する（下記〈例〉[1]参照）。
 公的規制が緩和又は廃止されて規制の対象外となった事項についての制限行為についても同様である（下記〈例〉[2]参照）

〈例〉

- 違反となるおそれがある行為

[1]	ある事業の分野において、事業者の参入や店舗設置については規制されているが、料金については規制されていないにもかかわらず、団体が、構成事業者間での情報交換等を踏まえて、構成事業者が供給する役務の料金を決定すること。
[2]	ある役務に関して料金についての公的規制が撤廃され料金設定が自由となったにもかかわらず、団体が、従来の慣行や構成事業者間での情報交換等を踏まえて、構成事業者が供給する役務の料金を決定すること。

12

公的規制、行政等に関連する行為③
(公的業務の委託等に関連する違反行為)

原則として違反となる行為

○ 公的業務の委託等に関連する違反行為

行政機関等から公的事業の実施のための一定の業務等（以下「公的業務」という。）が事業者団体に委託等された場合に、事業者団体が、公的業務の実施に際して、事業者間で差別的な取扱いをする等独占禁止法上問題となり得る行為を行うことがあり、例えば次のような行為は違反となる。

また、事業者の参入等に当たって事業者団体への加入や事業者団体による同意等を求める行政指導が行われるようなことがあれば、このような行政指導自体が独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれのあるものであるが、このような場合には、事業者団体が、事業者団体への加入に関する了承や参入等に関する同意等について、独占禁止法上問題となる行為を行うことがあり、例えば次のような行為は違反となる。

○ 違反となるおそれがある行為

<p>12-5 (公的業務を伴う事業活動における不当な拘束等)</p>	<p>公的業務を伴う事業活動を行う場合において、特定の事業者に対してその事業活動を不当に拘束する条件を付ける等不公正な取引方法を用いること。 (§ 19) <u>(例)</u></p>
<p>12-6 (公的業務の実施等に際しての制限行為)</p>	<p>公的業務を実施するに際して、また、行政指導により事業者が参入等に当たって求められた団体への加入に関する了承や参入等に関する同意等に係る判断に際して、非構成事業者等特定の事業者を不当に差別的に取り扱う等して、新たに事業者が参入することを制限し、若しくは既存の事業者を排除し、又は構成事業者の機能若しくは活動を不当に制限すること。(§ 8-3、§ 8-4、§ 8-1) <u>(例)</u></p>

○ 行政指導により誘発された行為

特定の政策目的の実現のために行政機関によって事業者団体に対して行政指導が行われる場合があるが、事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない。

○ 入札談合

公共的な入札において、入札に参加しようとする者等を構成事業者とする事業者団体が、入札に係る受注予定者、最低入札価格等を決定するようなこと（いわゆる入札談合）は、公共的な入札の制度の実質を失わしめるものであるとともに、独占禁止法の規定に違反する行為である。

○ 国、地方公共団体等に対する要望又は意見の表明

事業者団体が、国、地方公共団体等に対して、法律・制度の内容や運用に関して、一般的な要望又は意見の表明を行うことは、それ自体としては、独占禁止法上問題とならない。

○ 具体例等

1 価格制限行為

1-2 (再販売価格の制限)	<p>〈例〉</p> <p>X手編・手芸糸卸売業者団体事件（昭和四四年（勸）第四号）では、構成事業者に、小売店に対して最低販売価格を厳守するよう伝えさせるとともに、廉売した小売店に取引中止をほのめかす等させたことが、旧一般指定の八（現行法第二条第九項第四号）に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第八条第一項第五号（現行法第八条第五号）違反とされた。</p> <p>Yレコード等製造業者団体事件（昭和五五年（勸）第四号）では、構成事業者に、割引販売を取りやめない小売業者に対して出荷を停止させる等によりレコード等の再販売価格の維持を励行させたこと等が、法第八条第一項第四号（現行法第八条第四号）違反とされた。</p> <p>Z牛乳製造業者団体事件（昭和五七年（勸）第二号）では、構成事業者の取引先である量販店の牛乳の最低小売価格を定め、構成事業者が量販店に対しこれを遵守するよう要請すること等を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p>
----------------	---

(1) 価格制限行為の具体的な形態や手段・方法

1-(1)-1 (最低販売価格の決定)	<p>〈例〉</p> <p>X液化石油ガス用メーター製造業者等団体事件（平成四年（勸）第二四号）では、構成事業者の家庭用マイコンメーターの販売価格の維持対策として最低販売価格を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p> <p>Y浄化槽用ブロワ製造業者等団体事件（平成二年（勸）第一七号）では、構成事業者の小型浄化槽用ブロワの最低販売価格を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p>
1-(1)-2 (値上げ率等の決定)	<p>〈例〉</p> <p>X学校アルバム製造業者団体事件（平成三年（勸）第一〇号）では、構成事業者の平成二年度の学校アルバム価格を前年度価格から一五パーセント引き上げること等を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p> <p>Y路面標示用塗料製造業者等団体事件（平成四年（勸）第三二号）では、構成事業者の溶融式塗料の販売価格をキログラム当たり一六円を目途に引き上げること等を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p>
1-(1)-3 (標準価格等の決定)	<p>〈例〉</p> <p>Xプロパンガス販売業者団体事件（昭和五二年（勸）第一四号）では、構成事業者全員に出席を求めて開催した「説明会」において、三種類の類似した標準料金表を配布し、これら料金表のいずれかに準じてプロパンガスの小売価格の引上げを図るよう説明し、出席者の了解を得たことが、価格引上げの決定に当たるとして、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p>
1-(1)-4 (共通の価格算定方式の設定)	<p>〈例〉</p> <p>X食肉処理業者等団体事件（平成四年（勸）第一四号）では、構成事業者の肉豚の購入価格の取決めの際に用いる豚枝肉の建値として、甲、乙及び丙市場の豚枝肉の卸売価格を、それぞれ、五〇パーセント、三〇パーセ</p>

	ント、二〇パーセントの割合で加重平均したものとすることを決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。
1-(1)-5 （需要者渡し価格等の決定）	<p>〈例〉</p> <p>X中性無水芒硝生産業者等団体事件（昭和六〇年（勸）第三号）では、構成事業者が販売業者を通じて需要者に中性無水芒硝を供給する場合には、需要者渡し価格から販売業者の販売口銭相当額を差し引いたものを自らの販売価格としている状況で、構成事業者の中性無水芒硝の需要者渡し価格の引上げを決定したことが、構成事業者に中性無水芒硝の販売価格を引き上げさせているものとして、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p> <p>Y写真機製造業者等団体事件（昭和三六年（勸）第一号）では、写真機業界においては、構成事業者の写真機の販売価格が小売定価に一定の比率を乗じて決められるとの慣行が認められる状況で、写真機の小売定価を決定したことが、構成事業者の写真機の販売価格を決定したものと、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p>

(2) 価格制限行為とその実施を確保するための行為

1-(2)-1 （価格制限行為への協力の要請、強要等）	<p>〈例〉</p> <p>Xワイヤーロープ製造業者団体事件（昭和五五年（勸）第五号）では、ワイヤーロープの規格別の販売価格を記載した「統一価格表」を作成し、構成事業者のワイヤーロープの販売価格を引き上げること及び同価格表の価格の一定割合を下回る価格による取引を行ってはならないこと等を決定するとともに、その実効を確保するため、供託金制度を設け、最低販売価格の違反等に対して、取引の辞退、供託金の没収等の制裁を課する旨を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p> <p>Yタクシー事業者団体事件（昭和五七年（勸）第一六号）では、タクシー運賃等の引上げについて、構成事業者の認可申請すべき内容を決定し、これに基づいて構成事業者に認可申請をさせるとともに、当該決定に従った認可申請を行わない構成事業者に対して脱会措置を採ったことが、法第八条第一項第四号（現行法第八条第四号）違反とされた。</p>
1-(2)-2 （安値品の買上げ）	<p>〈例〉</p> <p>X補修用タイヤ販売業者団体事件（昭和四五年（勸）第一〇号）では、構成事業者の一般夏タイヤの販売価格の引上げを決定するとともに、この決定の実効をはかるため、安値品の買上げ制度を実施したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p> <p>Y牛乳製造業者団体事件（昭和五七年（勸）第二号）では、構成事業者の取引先である量販店の牛乳の最低小売価格を定め、構成事業者が量販店に対しこれを遵守するよう要請すること等を決定し、この決定に基づき、構成事業者が量販店に要請するとともに、この要請にもかかわらず最低小売価格以下で牛乳を販売している量販店については、その店頭へ赴いて当該牛乳の買取りを行ったことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p>
1-(2)-3 （価格制限行為の監視のための情報活動）	<p>〈例〉</p> <p>X浄化槽用ブロワ製造業者等団体事件（平成二年（勸）第一七号）では、構成事業者の小型浄化槽用ブロワの最低販売価格を決定するとともに、その決定の実効を確保するため、構成事業者はその取引先である浄化</p>

	<p>槽製造業者及び代理店の名簿を提出させ、これを各構成事業者に配布し、さらに、構成事業者には価格引上げのために行っている得意先との交渉状況等を報告させる等したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p> <p>Yアスファルト合材製造業者団体事件（昭和六二年（勸）第一号）では、構成事業者のスポット業者向けアスファルト合材の最低販売価格を決定するとともに、その決定の実効を確保するため、スポット業者からのアスファルト合材の発注物件について、当該団体に、受注を希望する構成事業者を登録させるとともに、その契約実績を報告させる等したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p>
--	--

(3) 価格制限行為における「価格」

1-(3)	<p>〈例〉</p> <p>Xほか自動車整備業者等団体事件（昭和五七年（勸）第一五号）では、構成事業者の自動車継続検査手続代行料金の引上げを決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p> <p>Y家庭用電気器具製造販売業者団体及びZ家庭用電気器具小売業者団体等連合会事件（昭和三二年（勸）第五号）では、Y団体が、家庭用電気器具の小売価格維持を図るため、Z連合会と協議の上、販売業者の利幅及び製造業者が販売業者に供与する歩もどしの率の限度等を決定したことが、法第八条第一項第四号（現行法第八条第四号）違反とされた。</p>
-------	---

2 数量制限行為

2-1 (数量の制限)	<p>〈例〉</p> <p>X衛生陶器製造業者団体事件（昭和四八年（勸）第一四号）では、構成事業者の衛生陶器の販売価格を一定額を目途に引き上げること、構成事業者は各自の月別出荷数量を前年同月の出荷数量に一定の率を乗じた数量（割当数量）に制限すること等を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p> <p>Yメタノール・ホルマリン製造業者団体事件（昭和四六年（勸）第三六号）では、メタノールの国内向け総販売量及び構成事業者ごとの販売量を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p>
----------------	---

2-1-1 (原材料の購入制限等による数量の制限)	<p>〈例〉</p> <p>X石油精製業者等団体事件（昭和四九年（勸）第七号）では、構成事業者ごとの原油処理量を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p>
------------------------------	--

2-1-2 (数量の限度を示唆する基準の設定による数量の調整)	<p>〈例〉</p> <p>X羊毛紡績業者団体事件（昭和四九年（勸）第四三号）では、梳毛糸の生産数量を調整し、市場安定を図るため、四半期ごとに当該四半期の始まる月の前々月に開催される役員会において、梳毛糸の需要量を予測し、これを基礎に生産目標量を設定し、次いで構成事業者から当該期の生産計画を提出させ、当該期の始まる前月に開催される役員会で前記生産計画を検討の上、前記生産目標量に見合ったものと判断されるときはこれを承認し、見合ったものと判断されないときは生産計画の再提出を求めて再検討するという制度化された方法により、構成事業者の生産する梳毛糸の四半期ごとの生産数量を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八</p>
------------------------------------	---

	条第一号) 違反とされた。
--	---------------

3 顧客、販路等の制限行為

<p>3-1 (取引先の制限)</p>	<p>〈例〉 X牛乳販売業者団体事件（昭和四四年（勸）第一六号）では、構成事業者は他の牛乳販売業者の販売価格を下回る価格でその得意先を獲得しないこと及びこれに違反して得意先を獲得したときは構成事業者はその得意先をもとの牛乳販売業者に返還することを決定するとともに、構成事業者の得意先を獲得した非構成事業者をして当該得意先を構成事業者に戻させたことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。 Y事業廃棄物処理業者等団体事件（平成三年（勸）第一九号）では、構成事業者間の顧客の争奪を抑制するため、構成事業者は、相互に、他の構成事業者が既に取り引している顧客を尊重し、当該顧客に対する積極的な営業活動を行わないことを決定したことが、法第八条第一項第四号（現行法第八条第四号）違反とされた。 Zプロパンガス販売業者団体事件（昭和四六年（勸）第四二号）では、構成事業者間の取引先の移動を規制するため、他の構成事業者の取引先に販売した者から補償金を徴する制度を設け、構成事業者の販売の相手方を制限したことが、法第八条第一項第四号（現行法第八条第四号）違反とされた。 U印刷用彫刻ゴム製版業者等団体事件（昭和四三年（勸）第八号）では、構成事業者によるその販売先の登録申請を行わせ、新規販売先の登録に際し、すでに他の構成事業者が当該販売先を登録している場合は、既登録者優先を原則として当該団体においてその調整を行うこと等を決定したことが、法第八条第一項第四号（現行法第八条第四号）違反とされた。</p>
<p>3-2 (市場の分割)</p>	<p>〈例〉 (1) 販売業者の団体が、構成事業者別にその販売地域を限定し、市場を地域によって分割すること。 (2) 製造業者の団体が、構成事業者別にその製造する商品の種類を限定し、市場を商品の種類によって分割すること。</p>
<p>3-3 (受注の配分、受注予定者の決定等)</p>	<p>〈例〉 X埋立工事業者団体事件（平成元年（勸）第五号）では、空港島護岸築造工事の建設工事共同企業体から受注する山砂海送工事について、構成事業者の工区別山砂投入数量を定めこれをもって受注先別受注量とすることを決定するとともに受注単価を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。 Y建設業者団体事件（平成六年（勸）第二八号）では、甲市が指名競争入札の方法により発注する土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事について、受注を希望する者（受注希望者）が一名のときは当該受注希望者を当該工事を受注すべき者（受注予定者）とし、受注希望者が複数のときは、受注希望者間の話し合い等により受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注することができるように協力するという方法により、構成事業者は、受注予定者を定めさせ、受注予定者が受注できるようにさせることを決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p>

4 設備又は技術の制限行為

<p>4-1</p>	<p>〈例〉</p>
------------	------------

<p>(設備の新增設等の制限)</p>	<p>Xバス事業者団体事件（平成元年（勸）第九号）では、貸切バスの増車に係る事業計画変更の認可申請について、構成事業者の増車申請車両数の枠を決定し、これに基づいて認可申請させたことが、法第八条第一項第四号（現行法第八条第四号）違反とされた。</p> <p>Yポリオレフィンフィルム製造業者団体事件（昭和五十年（勸）第二号）では、法律に基づいた製造設備の運転制限及び新設禁止を内容とする調整規定の失効後の市況対策として、構成事業者は当該団体が認めた場合を除き製造設備を新たに設置しないこと及び製造設備の更新の場合には新設設備の生産能力が当該団体の決定した生産能力をこえない範囲内で行うこと等を決定したことが、法第八条第一項第四号（現行法第八条第四号）違反とされた。</p> <p>Z紙製造業者団体連合会事件（昭和四八年（勸）第一号）では、構成員は当該連合会が一定期間ごとに定めた日数を目途としてコーテッド紙の塗工機を運転休止することを決定するとともにコーテッド紙の販売価格の引上げを決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p>
---------------------	--

5 参入制限行為等

<p>5-1-1 (商品又は役務の供給制限)</p>	<p>〈例〉 X生コンクリート製造業者団体事件（昭和五六年（判）第二号）では、当該団体の地区内で生コンクリートの製造設備の新增設を計画している非構成事業者に対してセメントを供給することのないようセメント製造業者に要請し、非構成事業者による生コンクリートの製造設備の新增設を阻止したことが、法第八条第一項第三号（現行法第八条第三号）違反とされた。</p>
<p>5-1-2 (商品又は役務の取扱い制限)</p>	<p>〈例〉 (1) 販売業者を構成事業者とする団体が、輸入品を排除するために、構成事業者が輸入品を供給する業者と取引することを禁止すること。 (2) 製造業者を構成事業者とする団体が、構成事業者の競争者の新規参入を妨げるために、構成事業者の取引先である販売業者に対し、新規参入者から商品の供給を受けないよう圧力を加えること。</p>
<p>5-1-3-① (過大な入会金等の徴収)</p>	<p>〈例〉 X医師会事件（昭和五五年（勸）第七号）では、当該医師会に加入せずに独自に開業する場合には、学校医への推薦、優生保護法に基づく指定医師の指定の申請に係る業務、関係行政機関からの通達等の伝達等業務上必要な便宜の供与が受けられず、また、診療面で他の開業医の協力を求め難いこと等から、当該医師会に加入しないで開業医となることが一般に困難な状況の下で、地区内での病院又は診療所の開設を制限するとともに、その開設制限を強化するため、開業医として入会する者から徴収する入会金の額を従来の倍額以上に引き上げることを決定したことが、法第八条第一項第三号及び第四号（現行法第八条第三号及び第四号）違反とされた。</p>
<p>5-1-3-② (店舗の数の制限等)</p>	<p>〈例〉 X青果物販売業者団体事件（昭和四〇年（勸）第二九号）では、卸売市場を開設している甲社、乙社及び丙社が当該団体に加入した者でなければ仲買人としなないこととしていたため、当該団体に加入しなければ卸売市場から青果物を仕入れることができず、青果物の販売業を営むことが困難な状況において、当該団体への新規加入者の資格として、その店舗が既存構成事業者の店舗から三〇〇メートル以上の間隔があることを原則とする等</p>

	の制限を設け、当該団体への加入を制限したことが、法第八条第一項第三号（現行法第八条第三号）違反とされた。
5-1-3-③ （直接的な競合関係にある事業者の了承等）	<p>〈例〉</p> <p>X医師会事件（昭和五五年（勸）第七号）では、当該医師会に加入しないで開業医となることが一般に困難な状況の下で、地区内に病院又は診療所を開設等する場合には、当該医師会の承認を得させることとし、承認願には構成事業者の紹介を必要とし、また、承認の可否の決定に際しては開設予定地周辺の構成事業者の意見を特に重視すること等を決定したことが、法第八条第一項第三号及び第四号（現行法第八条第三号及び第四号）違反とされた。</p>

6 不公正な取引方法

共同の取引拒絶 (6-1)	<p>〈例〉</p> <p>X木材輸入業者等団体事件（平成二年（勸）第一六号）では、非構成事業者が甲港において木材の輸入を行うことを阻止するため、構成事業者である木材輸入業者に、共同して港湾運送業者に非構成事業者との輸入木材の荷役に関する取引を拒絶させる行為を行わせていたことが、一般指定第一項第二号（現行法第二条第九項第一号ロ）に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第八条第一項第五号（現行法第八条第五号）違反とされた。</p> <p>Y修理用自動車硝子販売業者団体事件（昭和四二年（勸）第七号）では、修理用自動車硝子を、製造業者に特定の卸売業者以外の者に対して販売させないようにし、また、当該卸売業者に非構成事業者に対して販売させないようにしていたことが、一般指定の一（現行法第二条第九項第一号ロ）に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第八条第一項第五号（現行法第八条第五号）違反とされた。</p>
その他の取引拒絶(6-2)	<p>〈例〉</p> <p>X生コンクリート製造業者団体事件（昭和五六年（判）第二号）では、地区内において生コンクリート製造業者が使用するセメントのほとんどすべてを供給しているセメント製造業者に、生コンクリート製造設備の新増設を計画している地区内の非構成事業者及び越境販売している地区外の非構成事業者に対しセメントの取引を拒絶するようにさせていたことが、一般指定第二項に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第八条第一項第五号（現行法第八条第五号）違反とされた。</p> <p>Y協同組合連合会事件（平成二年（勸）第一号）では、当該連合会を経て供給される経路による青果物用段ボール箱の供給数量の維持拡大のために、指定メーカー（当該連合会が売買基本契約を締結している段ボール箱製造業者）に、非指定メーカーに対して、その段ボール箱の製造販売を妨げる措置として、段ボール箱向け段ボールシートの供給を拒絶させていたこと等が、一般指定第二項に該当するものとして、法第十九条違反とされた。</p>
差別取扱い(6-3)	<p>〈例〉</p> <p>X除虫菊殺虫剤製造業者団体及びY除虫菊生産者団体事件（昭和三八年（勸）第二〇号）では、両団体が協議の上、X団体の構成事業者の原材料（除虫菊）の購入について、Y団体の構成員との取引を優先し非構成員である集荷業者に対して取引開始時期を遅らせる等著しく不利な取扱いを行うことを決定し、X団体の構成事業者に実施させていたことが、一般指定の二（現行一般指定第四項）に該当する行為をさせるようにしているもの</p>

	として、法第八条第一項第五号（現行法第八条第五号）違反とされた。
事業者団体における差別取扱い等(6-4)	<p>〈例〉</p> <p>X協同組合事件（昭和三二年（勸）第二号）では、従来当該組合では生乳を協同組合連合会を経由して甲乳業者にすべて出荷していた中で、他の乙乳業者に生乳を出荷した組合員に対して、当該組合からの資金貸出を拒否し、あるいは組合施設の利用に関して一般に清算取引を行っているにもかかわらず現金取引を行うなど、当該協同組合の内部において差別的な取扱いを行ったこと等が、一般指定の三（現行一般指定第五項）に該当するものとして、法第十九条違反とされた。</p>
排他条件付取引(6-5)	<p>〈例〉</p> <p>X生コンクリート製造業者団体事件（平成五年（勸）第二三号）では、当該団体の構成事業者を構成員とする甲、乙及び丙の各生コンクリート協同組合（生コン協組）が当該団体の指導、調整の下に行っている共同販売事業に関して、販売先である丁建設業協同組合（丁建設協組）の組合員に対して行っている割戻し（事実上の値引き）については全量生コン協組から購入することを条件とすることとし、生コン協組の非組合員からも購入している丁建設協組の組合員に対しては割戻しを行わないことを決定する等により、生コン協組をして、丁建設協組の組合員が生コン協組の非組合員から生コンクリートを購入しないようにさせていたことが、一般指定第一項に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第八条第一項第五号（現行法第八条第五号）違反とされた。</p> <p>Y協同組合事件（昭和五六年（勸）第一二号）では、乳業者に対して生乳を供給するに当たり、当該協同組合の競争者から生乳の供給を受けないことを条件として取引していたことが、一般指定の七（現行一般指定第一項）に該当するものとして、法第十九条違反とされた。</p>
再販売価格の拘束(6-6)	<p>〈例〉</p> <p>X玩具製造業者等団体事件（昭和四七年（勸）第一〇号）では、特定の玩具について量販店に定価（製造業者が販売の標準として定めた小売価格）で販売させることを決定し、この決定に基づき、構成事業者に、量販店に対して定価で販売することを約束させて商品を納入させ、約束しない場合は納入を拒否させる等したことが、一般指定の八（現行法第二条第九項第四号）に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第八条第一項第五号（現行法第八条第五号）違反とされた。</p>
拘束条件付取引(6-7)	<p>〈例〉</p> <p>X歯科用品小売販売業者団体事件（昭和六二年（勸）第六号）では、歯科用品製造業者をして当該製造業者から歯科用品の供給を受けている販売業者に通信販売の方法による販売を中止させたことが、一般指定第一三項（現行一般指定第一二項）に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第八条第一項第五号（現行法第八条第五号）違反とされた。</p> <p>Y協同組合事件（昭和五六年（勸）第一二号）では、県内の生乳及び飲用乳製品の市場において、当該協同組合及び当該協同組合と極めて密接な関係にある乳業者（生乳の供給を受けて飲用乳製品の製造をしている者）である甲社の地位の維持、強化を図るため、県内の甲社以外の乳業者に対し生乳を供給するに当たり、当該協同組合から生乳の供給を受けていない乳業者の製造に係る飲用乳製品を取り扱わないようにさせていたことが、一般指定の八（現行一般指定第一二項）に該当するものとして、法第十九条違反とされた。</p>
優越的地位の濫	〈例〉

用(6-8)	<p>X協同組合連合会事件（平成二年（勸）第一号）では、当該連合会の取引上の地位が指定メーカー（当該連合会が青果物用段ボール箱の売買基本契約を締結している段ボール箱製造業者）に対して優越していることを利用して、需要者が当該連合会を経由しないで連合会経由のものよりも安い価格で段ボール箱を購入することを防止するため売り込みを受けた地区の協同組合に差額を補てんするのに要する金銭を、指定メーカーに提供させていたことが、一般指定第一四項第二号（現行法第二条第九項第五号）に該当するものとして、法第十九条違反とされた。</p>
競争者に対する取引妨害(6-9)	<p>〈例〉 X衛生検査業者等団体事件（昭和五四年（判）第四号）では、構成事業者の顧客を奪取した非構成事業者に対し、顧客を奪取する行為の中止、奪取した顧客の返還等を申し入れ、さらに、この申し入れに従わなかった非構成事業者の顧客に対し構成事業者をして一斉に営業活動を行わせて当該非構成事業者の顧客を奪取させるようにしていたことが、一般指定の一一（現行一般指定第一四項）に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第八条第一項第五号（現行法第八条第五号）違反とされた。 Y協同組合事件（平成元年（勸）第八号）では、当該協同組合が行う生コンクリートの協同販売事業の区域内では、建設工事業者が非組合員の生コンクリートのみを使用して工事を行うことが困難な状況において、非組合員の生コンクリートを使用している建設工事業者に対して組合員の生コンクリートを使用するよう要請し、この要請に応じない者に対しては組合員の生コンクリートを今後供給しないことを申し入れる等して、非組合員と建設工事業者との取引をさせないようにしたことが、一般指定第一五項（現行一般指定第一四項）に該当するものとして、法第十九条違反とされた。</p>

7 種類、品質、規格等に関する行為

7-1 （特定の商品等の開発・供給の制限）	<p>〈例〉 各構成事業者が特定の種類の商品のみを製造し、他の種類の商品を製造しないことを団体において申し合わせること。</p>
7-4 （自主認証・認定等の利用の制限）	<p>〈例〉 公的機関の指導によってある商品の販売について団体の自主認証・認定等を受けるべきものとされている場合において、非構成事業者や外国事業者による自主認証・認定等の利用に際して困難な条件を付すこと。</p>

8 営業の種類、内容、方法等に関する行為

8-1 （特定の販売方法の制限）	<p>〈例〉 X歯科用品小売販売業者団体事件（昭和六二年（勸）第六号）では、構成事業者は、歯科用品の非構成事業者に対する販売、通信販売の方法による販売等を行わないことを決定し、非構成事業者に販売していた構成事業者にこれを中止させる等により、当該決定を遵守させたことが、法第八条第一項第四号（現行法第八条第四号）違反とされた。 Yレコード等製造業者団体事件（昭和五五年（勸）第四号）では、構成事業者は、レコード等の再販売価格の維持を励行させることを決定するとともに、通信販売等で販売されるレコード等の音源、価格及び販売促進方法について、小売業者経由で販売されるレコード等の販売に支障のないようにさせることを決定したこと等が、法第八条第一項第四号（現行法第八</p>
---------------------	---

	<p>条第四号) 違反とされた。</p> <p>Z青果物販売業者団体事件(昭和四〇年(勸)第二六号)では、構成事業者は、(1)当該団体が承認する場合を除き引売り(軽車両を利用して販売して歩くこと)を行わないこと、(2)スーパーマーケットを営もうとする場合は、近隣の構成事業者の同意を得なければならないことを決定したこと等が、法第八条第一項第四号(現行法第八条第四号)違反とされた。</p>
--	--

9 情報活動

<p>9-1 (重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報活動)</p>	<p>〈例〉</p> <p>X石油製品販売業者団体事件(昭和五四年(勸)第九号)では、社長会(六六名の構成事業者の経営責任者により構成)及びセールス会(構成事業者の給油所長級の者により構成)合同の会議において、揮発油の仕入価格の上昇の見通しについての情報交換や小売価格の引上げ等についての検討を行い、また、隣接する団体と合同の役員会議において価格引上げの環境整備等についての意見交換を行った上で、執行部会(一七名の執行委員により構成)において、構成事業者の揮発油の小売価格の引上げの目途となる価格を決定したこと等が、法第八条第一項第一号(現行法第八条第一号)違反とされた。</p> <p>Yほかビニルタイル製造業者事件(昭和五四年(勸)第八号)では、関係四社が、所属する団体の理事会等の累次の会合において、市況についての情報交換を行うとともに、市況品の販売価格の引上げ幅や引上げ後の価格の「たたき台」についての意見交換を行い、更に協議の結果、具体的価格の決定については当該団体の会長会社であったYに一任することとし、これを受けてYが各社に具体的価格を提示し、また、各社が価格引上げの実施時期の予定を相互に告知する等して、各社が市況品の販売価格を引き上げたことが、法第三条違反とされた。</p> <p>Zほか塗料原料用エマルジョン製造販売業者事件(昭和六三年(勸)第五号)では、関係一〇社が、相互の協調を図るため甲会と称する会合を開催しており、かねてから甲会の地区会において塗料原料用エマルジョンの価格改訂に際して価格交渉の状況等について情報交換を行ってきたところ、原料モノマーの値上がりに対処するため、甲会の中央会において、原料の値上がり幅について情報交換を行って標準的な値上がり幅を想定し、これを塗料原料用エマルジョンの販売価格に転嫁することとし、同製品の種類別に基準となる引上げ幅を決定するとともに、その実効を確保するため、値上げ交渉の状況について情報交換を行うことを決定したことが、法第三条違反とされた。</p>
--	---

10 経営指導

<p>10-1 (統一的なマークアップ基準等を示す方法による原価計算指導等)</p>	<p>〈例〉</p> <p>Xプロパンガス卸売業者団体事件(昭和四〇年(勸)第一七号)では、構成事業者のうち兼業者の大部分がプロパンガスの販売に当たって保安経費、償却費等を正しく評価した原価計算をしないでその価格を決定しているものとして、標準原価計算書を作成し、必要経費及び利潤として算定された一定の金額を必ず販売価格のうちに見積ることとし、この額に仕入価格として一定の金額を加算することにより、小売業者向け家庭・業務用プロパンガスの販売基準価格を決定したこと等が、法第八条第一項第一号(現行法第八条第一号)違反とされた。</p>
--	---

11 共同事業

<p>11-1 (共同販売等)</p>	<p>〈例〉 Xコンクリートブロック製造業者団体事件（平成七年（勸）第一号）では、(1)構成事業者の取り扱う土木用コンクリート積みブロックをすべて当該団体が買い取り、販売すること、(2)構成事業者からの買取り量については、当該団体で決定した出荷比率等に基づいて月別に割り当てること、等を内容とする共同販売事業を実施することを決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。 Yちり紙製造業者団体事件（昭和四四年（勸）第一四号）では、当該団体が共同事業として販売する茶ちり紙の商標を「甲」と定め、構成事業者は「甲」を表示した茶ちり紙を当該団体以外に販売しないこと、構成事業者は商品「甲」以外の茶ちり紙を生産しないこと等を決定した上で、構成事業者からの購入数量の限度及び販売価格を定める等し、かつ、域外から移入される茶ちり紙を一手に買取り販売したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。 Z印刷用彫刻ゴム製版業者等団体事件（昭和四三年（勸）第八号）では、構成事業者が使用する印刷用彫刻ゴム製版の原材料の共同購入の実施に際して、地区内に供給される同原材料を一切管理することによって非構成事業者の進出を阻止すること等を目的として、構成事業者は当該団体以外の者から原材料を購入しないことを決定していたこと等が、法第八条第一項第四号（現行法第八条第四号）違反とされた。</p>
-------------------------	---

12 公的規制、行政等に関連する行為

<p>12-1 (許認可申請等の制限)</p>	<p>〈例〉 Xタクシー事業者団体事件（昭和五七年（勸）第一六号）では、タクシー運賃等の引上げについて、構成事業者の認可申請すべき内容を決定し、これに基づいて構成事業者に認可申請をさせたことが、法第八条第一項第四号（現行法第八条第四号）違反とされた。 Yバス事業者団体事件（平成元年（勸）第九号）では、貸切バスの増車に係る事業計画変更の認可申請について、構成事業者の増車申請車両数の枠を決定し、これに基づいて認可申請させたことが、法第八条第一項第四号（現行法第八条第四号）違反とされた。 Zタクシー事業者団体事件（昭和五六年（勸）第四号）では、タクシーの増車又は営業所の新設若しくは位置の変更に係る事業計画変更の認可申請について、当該団体の協議を経なければならないことを決定し、これに基づき各構成事業者の増車申請車両数の限度を決定し、また、営業所の新設又は位置の変更に係るものについては、その都度当該申請の可否を決定していたことが、法第八条第一項第四号（現行法第八条第四号）違反とされた。</p>
<p>12-2 (幅認可料金の幅の中における料金の収受に係る決定)</p>	<p>〈例〉 Xバス事業者団体事件（平成元年（勸）第九号）では、貸切バスの運賃は行政機関によって認可された基準の運賃率によって計算した金額の上下それぞれ一五パーセントの範囲内で事業者が自由に設定できるところ、構成事業者の貸切バスの大口輸送等に係る最低運賃等を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。</p>
<p>12-4 (届出料金等の)</p>	<p>〈例〉 X一般旅行業者等団体事件（平成三年（勸）第一三号）では、旅行業法</p>

<p>収受に係る決定)</p>	<p>において、旅行者から収受する旅行業務の取扱料金についての揭示義務及び揭示料金を超えた料金の収受の禁止が規定されているところ、従来、揭示料金を下回った料金を収受し、又は料金を収受しないで旅行業務を行っている場合が多い状況に対応して、揭示料金どおりに取扱料金を収受することを目標とすることを決定し、構成事業者に対し、その趣旨及び構成事業者が取扱料金を収受する際には揭示料金と同一料金の入った明細書を使用することを通知する等したことが、法第八条第一項第四号（現行法第八条第四号）違反とされた。</p>
<p>12-5 （公的業務を伴う事業活動における不当な拘束等）</p>	<p>〈例〉 X協同組合事件（昭和五三年（判）第一号）では、農業近代化資金助成法に基づき、組合員に対して、農業近代化資金の貸付け事業を行うに当たり、正当な理由がないのに、組合員が当該組合の競争者から農業機械を購入しないことを条件として、当該組合員と取引したことが、一般指定の七（現行一般指定第一一項）に該当するものとして、法第十九条違反とされた。</p>
<p>12-6 （公的業務の実施等に際しての制限行為）</p>	<p>〈例〉 (1) 行政指導によって、団体と保証契約を締結した事業者のみが特定の公的機関への役務供給の事業を行い得るとされている場合において、非構成事業者に対する保証契約の締結を合理的な理由なく拒否し、それら事業者が当該役務供給の事業に参入することを制限すること。 (2) 行政指導によって、事業者が店舗を新規に開設するに当たっては、団体の地区部会の同意を求めるものとされている場合において、当該部会が、ある事業者について、合理的な理由なく同意を拒み、その事業者が参入することを制限すること。 (3) 行政指導によって、事業者が設備投資のための公的融資を申し込むに当たっては、団体の同意を得た上で行うものとされている場合において、同意に当たって構成事業者の設備投資の内容を不当に制限すること。</p>

【参考】参考例等の項目一覧

活動類型	原則として違反となるもの等	違反となるおそれがあるもの	原則として違反とならないもの等	
1. 価格制限行為	1-1 価格等の決定 1-2 再販売価格の制限 (1)価格制限行為の具体的な形態や手段・方法 1-(1)-1 最低販売価格の決定 1-(1)-2 値上げ率等の決定 1-(1)-3 標準価格等の決定 1-(1)-4 共通の価格算定方式の設定 1-(1)-5 需要者渡し価格等の設定 1-(1)-6 団体による価格交渉等 (2)価格制限行為とその実施を確保するための行為 1-(2)-1 価格制限行為への協力の要請、強要等 1-(2)-2 安値品の買上げ 1-(2)-3 価格制限行為の監視のための情報活動 (3)価格制限行為における「価格」	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> (注) 「1. 価格制限行為」から「5. 参入制限行為等」の活動類型に関しては、下記「9. 情報活動」、「10. 経営指導」及び「11. 共同事業」も併せて参照されたい。 </div>		
2. 数量制限行為	2-1 数量の制限 2-1-1 原材料の購入制限等による数量の制限 2-1-2 数量の限度を示唆する基準の設定による数量の調整			
3. 顧客、販路等の制限行為	3-1 取引先の制限 3-2 市場の分割 3-3 受注の配分、受注予定者の決定等			
4. 設備又は技術の制限行為	4-1 設備の新增設等の制限 4-2 技術の開発又は利用の制限			
5. 参入制限行為等	5-1 参入制限等 5-1-1 商品又は役務の供給制限 5-1-2 商品又は役務の取扱い制限 5-1-3 不当な加入制限又は除名 (1)不当な加入制限に当たるおそれが強い行為 5-1-3-① 過大な入会金等の徴収 5-1-3-② 店舗の数の制限等 5-1-3-③ 直接的な競合関係にある事業者の了承等 5-1-3-④ 国籍による制限			(2)加入条件等に係る行為でそれ自体としては問題とならないもの
6. 不公正な取引方法	6-1 共同の取引拒絶 6-2 その他の取引拒絶 6-3 取引条件等の差別取扱い 6-4 事業者団体における差別取扱い等 6-5 排他条件付取引	6-6 再販売価格の拘束 6-7 拘束条件付取引 6-8 優越的地位の濫用 6-9 競争者に対する取引妨害		
7. 種類、品質、規格等に関する行為		7-1 特定の商品等の開発・供給の制限 7-2 差別的な内容の自主規制等 7-3 自主規制等の強制 7-4 自主認証・認定等の利用の制限	7-5 規格の標準化に関する基準の設定 7-6 社会公共的な目的に基づく基準の設定 7-7 規格の標準化等に係る基準についての自主認証・認定等	
8. 営業の種類、内容、方法等に関する行為		8-1 特定の販売方法の制限 8-2 表示・広告の内容、媒体、回数等の限定等 8-3 差別的な内容の自主規制等 8-4 自主規制等の強制	8-5 社会公共的な目的等のための基準の設定 8-6 消費者の商品選択を容易にする基準の設定 8-7 取引条件明確化のための活動	
9. 情報活動		9-1 重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報活動	9-2 消費者への商品知識等に関する情報の提供 9-3 技術動向、経営知識等に関する情報の収集・提供 9-4 事業活動に係る過去の事実に関する情報の収集・公表 9-5 価格に関する情報の需要者等のための収集・提供 9-6 価格比較の困難な商品又は役務の品質等に関する資料等の提供 9-7 概括的な需要見通しの作成・公表 9-8 顧客の信用状態に関する情報の収集・提供	
10. 経営指導		10-1 統一的なマークアップ基準等を示す方法による原価計算指導等	10-2 知識の普及及び技能の訓練 10-3 個別的な経営指導 10-4 原価計算の一般的な方法の作成等	
11. 共同事業		11-1 共同販売等 11-2 共同運送・共同保管 11-3 共同事業への参加の強制等	11-4 参加事業者の市場シェアの合計が低い共同事業 11-5 顧客の利便等のための共同事業 11-6 競争への影響の乏しい共同事業	
12. 公的規制、行政等に関連する行為	(1)許認可、届出等に関連する制限行為 12-1 許認可申請等の制限 12-2 幅認可料金の幅の中における料金の収受に係る決定 12-3 認可料金以下の料金の収受に係る決定 12-4 届出料金等の収受に係る決定 (2)公的規制分野における規制されていない事項に係る制限行為 (3)公的業務の委託等に関連する違反行為 12-5 公的業務を伴う事業活動における不当な拘束等 12-6 公的業務の実施等に際しての制限行為 (5)入札談合		(6)国, 地方公共団体等に対する要望又は意見の表明	

参 考

1 事前相談制度による相談

事前相談制度とは、以下の申出の要件を満たした相談に対して書面により回答し、申出者名並びに相談及び回答の内容を原則公表するものである。

<申出の要件>

- 相談の対象となる行為を行おうとする事業者等からの申出であること。
- 将来自ら行おうとする行為に係る個別具体的な事実を示すこと。
- 申出者名並びに相談及び回答内容が公表されることに同意していること。

2 一般相談（事前相談制度によらない相談）

一般相談とは、相談者の負担軽減、相談者・相談内容の秘匿性等に配慮し、事前相談制度によらない相談を受け付けるものである。一般相談は、電話、来庁等で相談内容の説明を受け、原則として口頭で回答するもので、迅速に対応するとともに、相談内容等については原則として非公表としている（相談者以外にも参考になると考えられる事案については、相談者の了解を得た上で、相談の概要等を公表することがある。）。

3 公正取引委員会ウェブサイト上に掲載している相談事例集関係の情報について

公正取引委員会では、事業者等の独占禁止法に関する理解を一層深めることを目的として、相談者以外にも参考になると考えられる主要な相談の概要を取りまとめ、相談事例集として毎年公表している。

(1) 過去の相談事例

過去の相談事例集に掲載した事例については、公正取引委員会のウェブサイトの「相談事例集」のページに掲載しており、キーワードでの検索ができるほか、年度別、行為類型別、産業分類別並びに主なテーマ（グリーン関連相談、インボイス関連相談、共同配送関連相談及び時間外労働上限規制（2024年問題）への対応に関する相談）別に整理して掲載している。

（相談事例集） <https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/>

(2) 法令・ガイドライン等（独占禁止法）、よくある質問コーナー（独占禁止法）

独占禁止法に関する法令・ガイドライン及び一般的なQ & Aを、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している。

（法令・ガイドライン等） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/index.html>

（よくある質問コーナー） https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html

法令・ガイドライン等 （独占禁止法）	事業活動についての 事前相談 （事前相談制度・ 一般相談）	相談事例集	よくある 質問コーナー （独占禁止法）
			